

第252回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和2年2月6日(木)15:00～15:18

場 所：経済産業省 別館1階103－105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、圓尾委員

○八田委員長　ただいまから第252回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は議事次第にあるとおりですけれども、議題に入る前に、議事や資料の取り扱いについて、事務局からご説明をお願いします。

○恒藤総務課長　第2部の5つの議題につきましては、個別の民間企業の情報を取り扱うということから議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載する。会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について改めてご相談する、このような取り扱いにしたいと存じます。念のため、ご確認をいただければ幸いです。

○八田委員長　それでは、今ご提案があったように、議事次第で第2部の議題とされているものについては非公開でやりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そうさせていただきます。

まず最初の議題ですけれども、原価算定期間終了後の経過措置料金の事後評価についてです。これは遠藤課長からお願いいたします。

○遠藤取引監視課長　公開資料の資料3の3ページでございます。原価算定期間終了しているみなし小売電気事業者の経過措置料金の事後評価について、1月21日に行われました料金審査専門会合での審議結果を報告するとともに、経済産業大臣への回答についてご審議いただくということでございます。

主なポイントの2のところでございますけれども、今回の事後評価の対象となった原価算定期間を終了しているみなし小売事業者8社について評価を行いまして、ステップ1の事業利益率による基準については、東北電力、沖縄電力は該当しましたが、ステップ2の超過利潤の累積額、自由化部門の収支については、全て該当なしということでござい

たので、現行の経過措置料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかったという結論になってございます。

したがいまして、3に書いてございますとおり、別添案のとおり、値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はいなかった旨、経済産業大臣宛てに回答することとしたいと考えております。

以上ご審議をよろしくお願いいたします。

○八田委員長      ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明内容について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(意見等：なし)

それでは、事務局からご説明があったとおり、当委員会の意見としたいと思いますが、よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのように経済産業大臣に回答したいと思います。

議題2です。一般送配電事業者の2018年度収支状況の事後評価について、これは日置室長からご説明をお願いいたします。

○日置NW事業制度企画室長      それでは、一般送配電事業者の2018年度収支状況の事後評価につきまして説明させていただきます。資料4、スライドでいいますと、23ページ目をごらんいただければと思います。

まず、主なポイントでございます。こちらにございますとおり、1月に開催されました料金審査専門会合におきまして、一般送配電事業者の法令に基づく事後評価ということで、ストック管理、フロー管理、そして廃炉等負担金を踏まえた評価を実施いたしました。その結果につきましては、資料4—1、スライド28枚目をごらんいただければと思います。

まずこちら、ストック管理についてでございます。下の表の左から2番目に超過利潤、また欠損ということでございますが、2018年度収支につきましては、東電PG、中部電力以外は赤字であった次第でございます。これを換算した当期超過利潤累積額をみますと、赤で囲ってあるような数値となっておりまして、これらの額については、値下げ命令の判断基準となります一定の水準額をいずれも超えてはいなかったということでございます。こちらがストック管理でございます。

続きまして、次のページにございますフロー管理でございます。こちらは想定単価と実績単価の乖離率について、値下げ命令の発動基準となるマイナス5%を超過しているかど

うかということを確認するものでございますが、こちらについても確認した結果、該当した事業者はいなかったということでございます。

続きまして、1枚飛びまして、廃炉等負担金を踏まえた評価でございます。こちらは東京電力パワーグリッド社において適用されるものでして、他社よりも厳格な値下げ基準が適用されることになってございます。こちらにつきましても、2018年度の収支状況を踏まえて確認しましたところ、基準には達していなかったということでございました。

以上のように、2. 経産大臣への回答でございますが、1月10日付で経産大臣から本委員会宛てに意見を求められているところでございます。委員会として、先ほどご紹介した確認結果も踏まえまして、一般送配電事業者については、審査基準に照らして審査したところ、託送供給等約款の変更命令申請を命ずることが必要とは認められなかった、その旨回答したいと考えております。本回答につき、ご審議いただければと思います。

以上でございます。

○八田委員長     ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対するご質問、ご意見はございませんか。

(意見等：なし)

それでは、ただいまのご説明のとおり、委員会としての意見を決定したいと思います、御異議ありませんね。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのように経産大臣に回答したいと思います。

さて、次の議題3は田中課長からですが、ガス導管事業者の2018年度収支状況等の事後評価についてです。

○田中NW事業監視課長     それでは、ご説明させていただきます。資料の33ページでございますが、ガス導管事業者の2018年度収支状況の事後評価ということで、経緯をご説明させていただきますと、前回11月25日の電力・ガス取引監視等委員会におきまして、11月20日に開かれまして料金審査専門会合の結果、法令に基づく事後評価の結果をご報告いたしまして、経済産業大臣への回答の審議を行っていただきまして、経済産業大臣宛てに回答を行っているところです。

したがいまして、本日は、それ以外の項目のとりまとめ結果についてご報告するということを予定しております。

33ページに項目が記載してありますが、次の34ページ以下がガスの収支状況の事後評価

のとりまとめとなっておりますので、こちらでご説明いたしますと、法令に基づく事後評価につきましては、せんだっての委員会でご報告いたしましたように、8社について超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していたということでご報告をしたところでございます。

それについてフォローアップということで行った結果が35ページの40行目以下に書いてございまして、2020年1月1日を期日としていた東部液化石油、新発田ガス、松本ガスの3社については、12月中に託送料金改定の託送供給料金の値下げ届けが行われたため、その内容を確認しております。

その確認をした結果、3社とも届出上限値方式という方式に従って届け出がなされたわけですが、51行目以下に書かれていますとおり、ガス託送料金値下げ届出自体は、総括原価方式、届出上限値方式の選択が可能になっているわけですが、事後評価におきまして、新制度に基づく各社の託送料金については、一部の事業者で実績費用と想定原価の大きなずれというのが確認されていたものですから、こうしたケースを考えますと、事業者の超過利潤が一定水準を超過していた場合、原価を速やかに実績に合わせる観点から、まずは総括原価方式の値下げを行う必要性が高い。

したがって、新制度に基づく託送料金の認可を受けた事業者で、超過利潤が一定水準を超過した者については、値下げ届出については選択制ではなく、総括原価方式で行うべき旨の制度的措置を講じることにしてございます。

続きまして、36ページの②、変更命令の66行目以下です。変更命令の発動基準にならなかった大きな超過利潤が発生している事業者の分析評価も行いまして、7社が対象であったわけですが、超過利潤の継続性が高いと見込まれた4社のうち2社から自主的に料金改定を実施する予定であるとの回答を得ているところです。

続きまして、91行目、③の需要開拓費、二重導管離脱需要の分析ですが、需要開拓費につきましては、かつてのガスシステム改革小委において、今後5年間の託送料金収入増の増加額の半分に相当する額を託送料金原価に織り込むことを認めるという形で整理されていることを踏まえ、需要開拓費を執行した7社に対して分析をしたところ、各社とも今後5年間の託送料金収入増加見込額が需要開拓費の執行額の2倍以上となっていたことを確認しております。

108行目、二重導管離脱需要の分析でございますが、二重導管規制が見直されまして、ネットワーク需要の4.5%に相当する既存需要を獲得することが可能となっているわけで

すけれども、ガス導管事業者の中には需要想定を行うに当たり、一定の離脱需要を織り込んだ事業者もいたことから、その申請時想定と実績を比較しまして、その乖離理由を各事業者から聴取いたしました。その事業者からは、乖離理由について報告があるとともに、今後の申請については、適切な想定に努める旨というのが表明されているところです。

118行目以下につきましては、効率化に向けた取り組み状況ということで、昨年、効率化に向けた先進的な取り組みを行っている事例をとりまとめましたので、ことしは日本ガス協会から、その中小企業者へのサポート等のフォローアップ状況を聴取いたしました。

(4)、136行目、内管工事の取り組み状況ですが、内管工事の利益率が大きく、直近で見積単価表の改定が行われていない事業者16社に対して聴取したところ、8社から見積単価表の見直しをする、または検討するとの回答がありました。内管工事の利益率が大きくなる主な要因につきましては、複数の事業者から見積単価表に基づかない特殊な工事が発生したとの回答があったため、特殊な工事であってもその工事金額は、その工事に要する費用に基づき算出した個別の設計見積金額となるよう、日本ガス協会を經由して、当事務局から周知徹底を行っているところでございます。

150行目、内管工事の標準モデルに基づく参考見積額の公表状況につきましては、全一般ガス導管事業者196社におきまして、内管工事の標準モデルに基づく参考見積額を自社のホームページ等により公表していることを確認してございます。

以上のような内容でガスの事後評価のとりまとめを行ってございますので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

○八田委員長     ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見はございませんか。——ちょっとこれを伺うと、内管工事の利益率が高いというのは、ヤードスティックでやっているから、個別のについては余りみていなかったということですか。

○田中NW事業監視課長     もともと内管工事のところに書いたヤードスティック等でみるというよりは、原価に基づいて事業者が定めるという話になっていますので、特にヤードスティックとかでみているというものではございません。

○八田委員長     もともとはもちろん個別にはみていないでしょうけれども、実際やってみたら利益率が結構高いことが判明したということですね。

○田中NW事業監視課長     はい。その事情を聞いたところ、見積単価表に基づかない特殊工事が発生したというところでしたので、その特殊工事についても、工事に要する金額

に基づいた個別の見積単価となるように周知徹底を図ったというところでございます。

○八田委員長     ということは、収益率が普通になるように、特別な工事のコストをちゃんと入れて計算しなさいということですね。

○田中NW事業監視課長     ちゃんと入れて計算をしてくださいと。

○八田委員長     わかりました。どうぞ。

○稲垣委員     今のに関連して142行目ですけれども、見積単価表に基づかない特殊な工事が発生した。それで利益率を算定したということなのですが、この見積単価表に基づかない特殊な工事というのは何ですか。具体的には工事に要する材料費、労務費などの費用に基づいてやっていない、何かほかの積算をしているという意味ですか。

○伊藤小売取引検査管理官     補足させてください。まず、内管工事そのものの見積単価表というのがありましたけれども、これは認可されている託送料金ではなく、認可という手続をとっていない見積単価表です。一般的には普通の家庭とかに適用されるような見積単価表はあるのですけれども、大きな工場とか、そういったものだとすると、その単価表に基づかないものがありますので、そういったものは個別に算定することになっていると聞いています。

○稲垣委員     その内容と44行目以下の工事に要する材料費、労務費等の費用はどういう関係にあるのですか。

○伊藤小売取引検査管理官     ある事業者聞いたときには、普通、一定の費用が出たときに見積もりするわけですけれども、材料費何とかといったときに、諸経費率みたいなのがあります。ぱっと掛けてしまうとか、そういったところでのずれが一部あると聞いております。

○八田委員長     それでは、ほかにご質問はありませんか。

(質問等：なし)

それでは、これは報告事項ですので、以上とさせていただきますと思います。

それでは、これで第1部を終了します。

○恒藤総務課長     では、第2部は準備が整い次第開催いたします。

以降の議題につきましては非公開での進行になりますので、申しわけございませんが、一般傍聴者の方は退出をお願いいたします。

○八田委員長     どうもありがとうございました。

——了——